

(写)

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第50号

龍ヶ崎市立保育所設置条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市立保育所設置条例（昭和42年龍ヶ崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入所の要件)</p> <p>第5条 <u>保育所に入所し、保育を受けることができる資格を有する者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</u></p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に保育所において保育する必要があると認める児童</u></p>	<p>(入所の要件)</p> <p>第5条 <u>保育所に入所できる乳児又は幼児は、児童福祉法第24条第1項の規定に該当する者その他保育を必要とすることが明らかな者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入所を制限することができる。</u></p> <p>(1) <u>感染症その他悪質な疾患を有する者</u></p> <p>(2) <u>身体が虚弱で集団保育に耐えない者</u></p> <p>(3) <u>精神病又は悪癖を有する者</u></p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。